

介護サービス情報の公表制度における訪問調査に関する指針

1 目的

この指針は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の35に規定されている介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）の実施について、「『介護サービス情報の公表』制度における調査に関する指針策定のガイドライン」（平成24年3月13日老振発0313第1号厚生労働省老健局振興課長通知）に基づき、本県における情報公表制度に係る訪問調査（以下「調査」という。）が適切に実施され、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」の実現を図ることを目的とする。

2 対象事業所及び項目

（1）調査を実施すべきもの

ア 新規指定（許可）を受けた事業所にあつては、指定（許可）を受けた年度から3年間は、基本情報及び運営情報について調査する。

ただし、指定（許可）を受けた当該年度にあつては、基本情報についてのみ調査する。

イ 指定（許可）の更新を受けた事業所にあつては、原則として、指定（許可）の更新を受けた後の指定の有効期間の開始日から満了日までの6年間のうち2回は、基本情報及び運営情報について調査する。

ウ 休止していた事業所が再開した場合にあつては、再開した年度は、原則、基本情報について調査する。

エ 基本情報に係る報告が、神奈川県が管理する介護保険指定機関等管理システムのデータと齟齬がある事業所にあつては、翌年度において、基本情報及び運営情報について調査する。

オ ア～エに該当せず、調査対象とならない事業所にあつて、事業者の希望に応じ、基本情報又は運営情報若しくは、その双方について調査する。

カ 次に該当する事業所にあつては、ア～エの規定に関らず、別に定めるところにより調査を実施する。

（ア）当該年度に調査が終了していない事業所

（イ）この指針の施行の日前において、調査が終了していない事業所

（2）調査を行わないもの

ア 第三者性がある評価機関により、次の（ア）～（カ）に規定する評価を受けた事業所にあつては、別に定める方法によって当該事業所から申出があった場合は、評価を受けた翌年度の調査の実施の有無を判断する。ただし、新規指定（許可）を受けた事業所及び事業者が自ら調査を希望する場合にあつては、調査を実施する。

- (ア) 福祉サービス第三者評価
- (イ) 地域密着型サービス外部評価（実施回数緩和適用の事業所を含む）
- (ウ) 運営推進会議、介護・医療連携推進会議等における外部評価
- (エ) 介護サービス評価
- (オ) 特定施設外部評価
- (カ) その他、公正、客観性があると県が認めた評価

イ アの規定に関わらず、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については、当該サービスの新規指定事業所を除き原則として、調査を行わないこととする。

(3) その他

報告内容に虚偽が疑われる場合や、公表内容について、利用者等からの通報により疑義が生じた場合には、指定権者の指導・監査部局と連携し、必要項目についての調査を実施する。

3 調査対象事業所の公表

調査を実施する事業所は、毎年、神奈川県知事が策定する調査計画に位置付け、計画通知書により事業者へ通知するとともに、指定情報公表センターのホームページで公表する。

4 その他

本指針に定めのない事項にあつては、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長がその都度定める。

附則

この指針は平成24年4月1日から施行する。

附則

この指針は平成25年4月1日から施行する。

附則

この指針は平成28年4月1日から施行する。

附則

この指針は平成29年7月1日から施行する。

附則

この指針は平成30年4月1日から施行する。

附則

この指針は令和4年9月1日から施行する。

附則

この指針は令和4年11月8日から施行する。

附則

この指針は令和6年8月1日から施行する。